

北区ブランディングロゴ使用要綱

7 北 政 シ 第 1 5 8 2 号

令和 7 年 1 1 月 6 日 区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、北区ブランディングロゴ（北区シティブランディング戦略ビジョンで掲げるブランディングメッセージ「きたいを超える東京北区」をロゴ化したものをいう。以下「ロゴ」という。）の取扱いについて、必要な事項を定め、北区（以下「区」という。）のブランド価値向上を図り、区内外に広く発信することを目的とする。

(ロゴのデザイン)

第2条 ロゴのデザインは、別図1及び別図2のとおりとする。

2 ロゴは、区から提供する画像データ（以下「提供データ」という。）を使用することとし、当該画像データの改変は認めないものとする。

3 ロゴの色は、区の公式ホームページに掲載した提供データに使用している色を原則とする。

(ロゴ使用の届出等)

第3条 ロゴを使用しようとする者は、その使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、専用フォームにより届出をすることで使用することができる。ただし、ロゴを使用しようとする者が、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関であって報道目的に使用するとき又は区長が届出をする必要がないと認める者であるときは、この限りでない。

(1) 法令等に違反し、又は公序良俗に反する場合

(2) 区の信用、品位又はイメージを損ない、又は損なうおそれがある場合

(3) 特定の政治、宗教等に関する活動で使用する場合

(4) 特定の個人、企業、団体等への誹謗中傷に該当し、又はそれを助長するおそれがある場合

(5) 区が特定の商品、サービス、活動等を推奨、支援又は公認しているような誤解を招き、又はそのおそれがある場合

(6) 自己の商標等として使用する等、独占的に使用する場合

(7) ロゴを使用することにより、第三者の利益を害すると認められるとき。

(8) ロゴの形状を変え、若しくは他のものと組み合わせる等デザインのイメージが変わる場合又はそのおそれがある場合

(9) 商用利用する場合

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益となり、又はなるおそれのある場合
- (11) 北区シティブランディング戦略ビジョンの趣旨に反する場合
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、区長が適切でないと認める場合
- 2 前項の届出を行った者は、当該届出の内容に変更が生じた場合又はロゴの使用を中止した場合は、専用フォームにより変更又は中止の届出を行うものとする。
- 3 区長は、第1項の届出を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該届出を行った者に対し、ロゴ使用の差し止めを求めるものとする。
 - (1) 届出の範囲外での使用が認められた場合
 - (2) 第1項各号に該当する使用が認められた場合
 - (3) その他区長が不適当と認めた場合
- 4 前項の規定による使用差止を求められた者は、直ちにその使用を中止するとともに、ロゴを使用した物品等を回収しなければならない。この場合において、ロゴを使用していた者に生じた損害については、区は一切責任を負わないものとする。

（ロゴの商用利用）

- 第4条 前条の規定にかかわらず、ロゴを商用利用でしようとする者（以下「申請者」という。）は、専用フォームにより商用利用申請（以下「商用申請」という。）を行い、事前に区長の承認を受けなければならない。
- 2 区長は、ロゴの使用目的、使用方法等前条第1項各号（第9号を除く。）のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。
 - 3 区長は、商用申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、承認又は不承認を申請者に通知するものとする。
 - 4 前項の規定による承認を受けた者（以下「商用利用者」という。）は、商用申請した商用利用をするもの（以下「成果物」という。）が完成したときは、速やかに成果物がわかるものを区長に提出しなければならない。この場合において、成果物の提出が困難なものについては、写真等の提出をもって成果物の提出とすることができる。
 - 5 商用利用者は、第3項の規定による承認を受けた内容に変更が生じた場合又はロゴの商用利用を中止する場合は、専用フォームより変更又は中止の申請を行わなければならない。
 - 6 区長は、商用利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該商用利用者に係る承認を取り消すことができる。
 - (1) 偽り或其他不正の手段により商用利用の承認を受けた場合
 - (2) 商用利用の承認を受けた範囲外の使用が認められた場合
 - (3) 前条第1項各号（第9号を除く。）に該当する使用が認められた場合

(4) その他区長が不適当と認めた場合、前項の規定により承認を取り消された者は、直ちにその使用を中止するとともに、ロゴを使用した物品等を回収しなければならない。この場合において、ロゴを使用していた者に生じた損害については、区は一切責任を負わないものとする。

(使用実績の確認)

第5条 区長は、使用者に対し、必要に応じて使用の実績報告を求めることができる。

(費用)

第6条 ロゴは、当分の間、無償で使用するすることができる。

(損失補償等の責任)

第7条 区は、ロゴの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し、全責任を負うものとする。

3 使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償しなければならない。

(区が使用する場合)

第8条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、区が実施する事業等で使用する場合は、使用手続については、別に政策経営部長が定める。

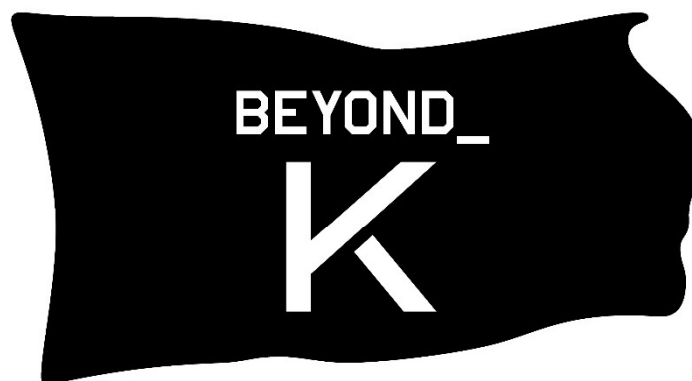
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

付 則

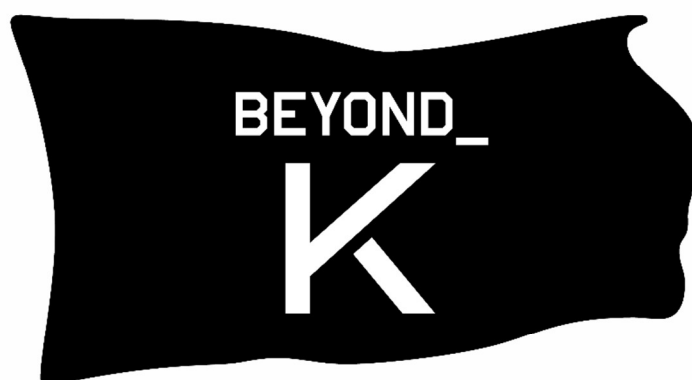
この要綱は、令和7年11月6日に施行する。

別図1（第2条関係）



きたいを超える東京北区

別図2（第2条関係）



第 1 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都北区長



ブランディングロゴ商用利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあったブランディングロゴの商用利用について、次のとおり、承認する。

1 使用者

2 承認期間

3 承認内容

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都北区長



ブランディングロゴ商用利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったブランディングロゴの商用利用については、次の理由により、不承認とする。

1 使用者

2 不承認理由

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都北区長

印

ブランディングロゴ商用利用変更・中止承認通知書

年 月 日付けで変更・中止の申請のあったブランディングロゴの商用利用については、次のとおり、変更・中止を承認する。

1 使用者

2 変更・中止内容

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都北区長



ブランディングロゴ商用利用取消通知書

ブランディングロゴの商用利用については、次の理由により、取消す。

1 使用者

2 取消理由